

2020年10月20日付「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」ヒアリングでの質問事項への追加説明資料

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

1. 西澤委員からの質問：「いつから子ども家庭福祉ソーシャルワーク認定事業（仮称）を考えたか」についての追加説明

社会福祉の多くの研究者において、社会福祉士養成教育に上乗せ教育をすることによってソーシャルワーカーの専門性を高めていく方向性については、かなり以前から認識されていた。2008年に日本学術会議から出した提言『近未来の社会福祉教育のあり方について—ソーシャルワーク専門職資格の再編成に向けて—』（添付資料1）11頁の図（図1）において、共通基盤としての社会福祉士養成教育に上乗せする形で、領域別、例えば児童家庭ソーシャルワーカーを養成することを提案している。さらには、課題別では虐待対応ソーシャルワーカーの養成も提出している。この提言は、当時日本学術会議の会員であった白澤が委員長としてまとめたものであるが、そこから、当時日本社会福祉士養成校協会（現在は組織合併により日本ソーシャルワーク教育学校連盟）が開始したスクールソーシャルワーク教育課程認定事業につながっていった。

上乗せで専門性を高める方法は、児童家庭分野だけではなく、医療領域等でも必要と考えている。これらの、社会福祉士養成への多様な上乗せによる認定事業の中から会員校が選択して実施することで、各会員校の独自性を発揮してもらうことと、当然できる限り就職した実践現場で即戦力を目指すことを目的にしている。

この構想は、2009年に始まったスクールソーシャルワーク教育課程認定事業で具体化された。これは、平成20年度から文部科学省において「スクールソーシャルワーカー活用事業」が実施され、全国域でのスクールソーシャルワーカー配置が始まった。当時は社会福祉士養成課程における実習機関として「学校」が認められていなかった状況であり、そのような中でソーシャルワークを基盤としたスクールソーシャルワーカーを育てるために始めた事業であった。その後、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」（2015（平成27）年12月21日、内閣府・子どもの貧困対策会議決定）の「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」に基づき、文部科学省が平成28年度予算において、2019（平成31）年度までにスクールソーシャルワーカーを1万人配置（全ての中学校区に配置）することを目指すことを表明している。そのような中、スクールソーシャルワーク教育課程認定校は毎年増加しており、本連盟会員校の23%が当該教育課程を設置している状況である。日本ソーシャルワーク教育学校連盟が申請校を認証するうえで、一定の基準を持って、公正で厳格な評価をするために、「スクールソーシャルワーク教育課程認定事業について」（添付資料2）に示してあるように、認定審査委員会で審査し、最終的に理事会の承認を得ることになっている。

以上のように、「子ども家庭ソーシャルワーク教育課程認定事業（仮称）」は社会福祉領域の教育者、研究者が長年をかけて温めてきた構想であることをご理解いただきたい。

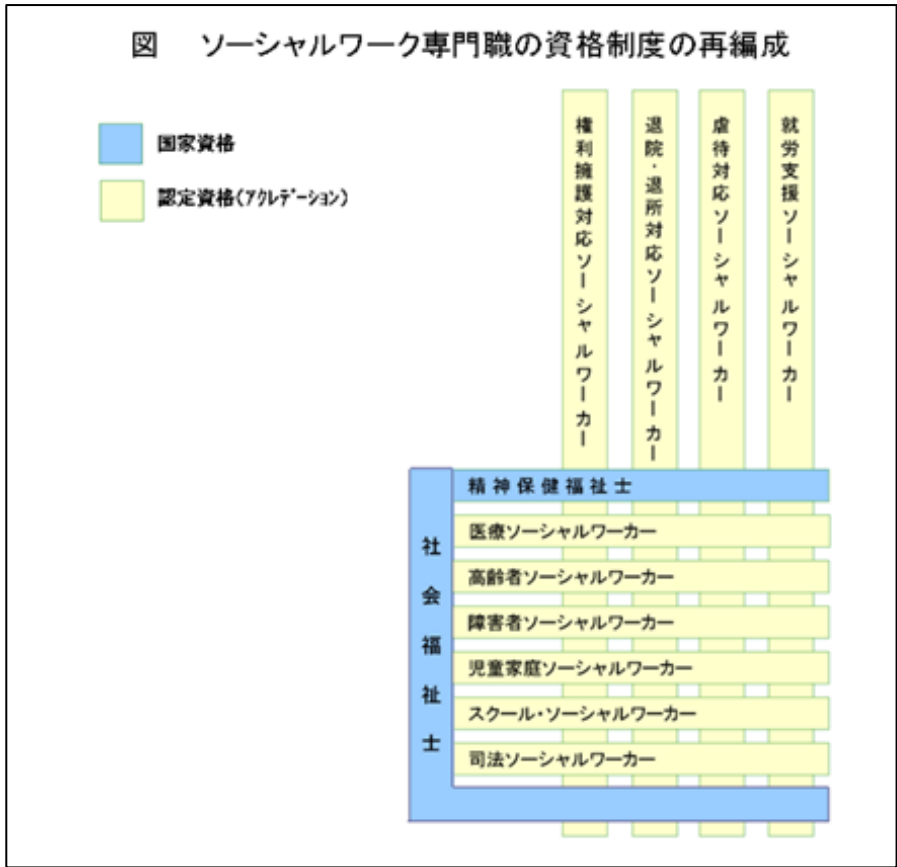


図1 日本学術会議「近未来の社会福祉教育のあり方について—ソーシャルワーク専門職資格の再編成に向けて—」(添付資料1) 11頁より「図 ソーシャルワーク専門職の資格制度の再編成」
 上記の図において、「領域別」のソーシャルワーク専門職の例として「精神保健福祉士」「医療ソーシャルワーカー」「児童家庭ソーシャルワーカー」などがあり、領域を横断した「課題別」の専門職の例として「虐待対応ソーシャルワーカー」「権利擁護対応ソーシャルワーカー」などが挙げられている。

2. 奥山委員からの質問：「ソ教連が考える『上乘せ』とは、①精神保健福祉士と社会福祉士の『基礎科目』の上に子ども家庭の科目を載せる ②全く新しく作る資格、つまり社会福祉士と共通する等を考えずに新たに作る資格のどちらか」についての追加説明

回答の前に、奥山委員が言われる「基礎科目」が何を意味されているのかの確認が必要である。仮に精神保健福祉士と社会福祉士の「共通科目」という意味であれば、添付資料3の右側に示す13科目のことであり、社会福祉士の「基礎科目」という意味であれば、社会福祉士に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省、厚生労働省令第3号）第2条で定める科目となり、添付資料3の左側に示す23科目である。

本連盟としては、先のヒアリングでも申し上げたように、ご質問の①②のいずれでもなく、「ソーシャルワーカーの共通基盤」は社会福祉士養成課程である、ということの意味で使用している。社会福祉士養成はジェネラリストのソーシャルワーカー養成であることから「子ども家庭ソーシャルワーク教育課程認定事業（仮称）」は社会福祉士養成課程への上乗せであり、子ども家庭領域で仕事を始める上で必要な科目について検討することになる。

なお、精神保健福祉士の養成については、添付資料4で示す社会福祉士と精神保健福祉士のカリキュラムを比べると分かるように、精神保健福祉士の養成課程には、（部分的に他の科目に含まれているとしても）子ども家庭領域で必要な「子ども家庭福祉」や「貧困」の科目が存在しない。そのため、精神保健福祉士の養成に上乘せするには、共通基盤として追加すべき科目がある、ということになる。

- 添付資料1 日本学術会議提言「近未来の社会福祉教育のあり方について—ソーシャルワーク専門職資格の再編成に向けて—」2008年
- 添付資料2 スクールソーシャルワーク教育課程認定事業の概要
- 添付資料3 社会福祉に関する科目を定める省令（社会福祉士の基礎科目に関する部分を抜粋）と社会福祉士・精神保健福祉士の共通科目
- 添付資料4 社会福祉士・精神保健福祉士 2021年度からの養成カリキュラム見直しの科目の類型について